

平成23年度 税制改正要望に関するパブリックコメント（当協会コメント）

1. トン数標準税制の拡充

外航海運業においては、製造業等他の業種とは異なり、全世界の拠点から得られる所得は全て本社所在地で課税されます。1996年以降、世界の主要海運国においては、全運航船を対象とするトン数標準税制が相次いで導入され、各国の外航海運企業がこれを利用しているところ、我が国においては2009年4月に漸く同税制の適用が開始されたものの、その対象は全運航船の4%に過ぎない日本籍船に限られています。国際競争基盤の均衡化のため、我が国トン数標準税制を、諸外国同様、全運航船に拡大することが必要です。

2. 外航船舶の特別償却制度の恒久化

本制度（外航環境低負荷船 18/100、トン数税制適用法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶は 16/100）は平成23年3月末をもって期限が到来します。

わが国の船舶償却制度は、主要海運国の償却制度と比較して大きく見劣りしたものとなっていますが、わが国外航海運企業が世界単一市場の中で諸外国の船社と互角の国際競争を行っていくためには、せめて現状の特別償却制度は維持する必要があります。

さらに、船舶の特別償却制度は50年以上にわたり利用され続けており、有用性が充分検証されているにもかかわらず、2年間の延長を繰り返す期限付き措置という不安定な状態に置かれています。かかる実態に鑑み、船舶の特別償却については恒久的な税制とされるよう要望いたします。

3. 特定資産（船舶）の買換特例（圧縮記帳）の恒久化

本制度（船舶から船舶：譲渡差益の80%、内航船舶から減価償却資産：譲渡差益の80%を圧縮記帳）は平成23年3月末をもって期限が到来します。

わが国の経済活動と国民生活を支える物資・資源の安定輸送を図るには、時代の要請に応える船舶の整備が不可欠であります。

譲渡益の80%相当の圧縮記帳を活用することで、譲渡船舶の売却益への課税を軽減し、購入船舶の取得を容易にする措置は、円滑に事業が継続するために必要な措置です。近代的な設備を有する船舶への買換を促進するためにも特定資産（船舶）の買換特例については恒久的な税制とされるよう要望いたします。

4. 船舶に係る固定資産税の廃止

船舶等の償却資産に対する課税は、国際的には異例の税制であり、先進主要国のほとんどは課税しておりません。厳しい国際競争にさらされている外航海運においては、日本籍船の国際競争の阻害要因となっています。また、償却資産に係る課税が海運業や特定の設備産業に偏重し、課税の中立性にも問題があることから船舶などの償却資産への課税は廃止することを要望いたします。

5. 国際船舶に係る登録免許税の改善および恒久化

諸外国に比べ割高な日本籍船の取得・保有にかかる諸税の軽減を図るため、国際船舶に係る登録免許税【(1)所有権保存登記、(2)抵当権設定登記】の税率を更に軽減（税率を3.0/1000から1/1000：本則4/1000）した上で、恒久的な措置とされるよう要望致します。

(1)所有権保存登記（本則4/1000）・・・船舶価額の3.0/1000⇒1.0/1000

(2)抵当権設定登記（本則4/1000）・・・債権金額又は極度金額の3.0/1000⇒1.0/1000